

⚠ 常時雇用する労働者101人以上の東京都内の企業の皆さまへ

女性活躍推進法

4月1日以降の『行動計画策定届』、 提出準備はできていますか？

【行動計画とは】



女性活躍推進法に基づき、女性が個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために企業が策定する計画です

【対象となる企業】



常時雇用する労働者（※）が101人以上の企業

※「常時雇用する労働者」とは

正社員だけでなくパート、契約社員などの名称にかかわらず、①期間の定めなく雇用されている者 ②一定の期間を定めて雇用されている者であって、過去1年以上の期間について引き続き雇用されている者又は雇入れの時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者

【企業が行うこと】



STEP1 新しい行動計画の**策定**

・計画期間・目標・取組内容・実施時期を記載



STEP2 行動計画を企業内に**周知**、外部へ**公表**

★公表は「女性の活躍推進企業データベース」への掲載が最も適切です！



STEP3 **東京労働局に行動計画策定届の提出** 提出方法: 郵送・窓口・電子申請

【提出のタイミング】



令和8年3月31日までに現行行動計画の終期を迎える企業は、新たな行動計画を策定後、**速やかに届出**する必要があります。

策定届の提出がない場合、女性活躍推進法第30条に基づき**報告徴収**が行われることがあります。

☒ チェック

記載内容に不備があると受付ができません

特に策定届の『8』の(1)(3)の(済)に○印をお忘れなく！

様式第1号（省令第1号及び第五関係）（第一面） 女性活躍推進法（A4）

都道府県労働局長 宛	提出年月日	全	所	月	日
一般事業主行動計画策定・変更届					
（法人の場合）					
一般事業主の氏名又は名称					
（法人の場合） 代表者の氏名					
電 話 番 号					
一般事業主行動計画を（策定・変更）した日					
1. 常時雇用する労働者の数					
（男性労働者の数）					
（女性労働者の数）					
2. 一般事業主行動計画を（策定・変更）した日					
3. 策定した計画の概要内容					
（1）一般事業主行動計画の計画期間					
（2）目標又は女性活躍推進目標の内容（既に都道府県労働局長に届け出た一般事業主行動計画期間、変更届の事項に変更を及ぼすような事項を除く。）					
（3）その他					
4. 一般事業主行動計画の計画期間					
5. 一般事業主行動計画の計画期間					
6. 一般事業主行動計画の計画期間					
7. 女性の就業生活における活躍に関する事項の公表の方法					
（1）インターネットの利用（女性の活躍推進企業データベース/自社のホームページ/その他）					
（2）その他の公表方法					
8. 女性の就業生活における活躍に関する事項の公表の方法					
（1）インターネットの利用（女性の活躍推進企業データベース/自社のホームページ/その他）					
（2）その他の公表方法					
9. 一般事業主行動計画を定める際に把握した女性の就業生活における活躍に関する状況の分析の結果					
（1）基礎項目の状況把握・分析の結果（把握した事実、その代表的なもののみを記載）					
（2）選択項目の状況把握・分析の結果（把握した事実、その代表的なもののみを記載）					
（3）長年の就業の要員の状況把握の結果（把握した事実、その代表的なもののみを記載）					

詳細は、女性活躍推進法 特集ページをcheck



【策定届の提出先・お問合せ先】

東京労働局 雇用環境・均等部 指導課

所在地: 東京都千代田区九段南1-2-1

電話: 03-3512-1611

受付時間: 8時30分~17時15分

